

情報公開審査会の答申概要（答申第50号）

1 請求対象文書

犀川中流部（鞍月堰より上流側）の正しい現況の流下能力に係る文書（諮問案件第84号）

2 担当課（所） 土木部河川課

3 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) H17.10.14 公開請求 | (4) H18.5.2 諒問 |
| (2) H17.10.28 不存在決定 | (5) H20.7.10 答申 |
| (3) H17.12.13 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項（不存在）	<p>異議申立人は、現況流下能力については、最も洪水の危険性の高い時期の河川敷地の植生状況を考慮し、現在時点の横断面を基に算出されるべきもので、そのような条件で算出した現況流下能力を記載した公文書が存在するはずであると主張しているが、実施機関は、犀川中流部の現況流下能力の算定は、「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）」において、流下能力が不足している区間を抽出し、当該区間の新たな河道計画を策定するために実施したもので、特定の河川調査時点の現況の植生や横断面について算定したものではなく、通常の維持管理を前提とした河床状態等を想定し算出したと説明している。</p> <p>このようなことから、異議申立人は、現況流下能力の算定のあり方に係る自己の見解を提示し、これに沿った公文書が存在するはずであると主張して、この異議申立てを行ったものと考えられる。</p> <p>しかしながら、実施機関は、異議申立人の見解と異なった条件の基に、当該業務委託において現況流下能力の算定を行っているので、請求対象文書について不存在決定を行うに至ったものと考えられる。</p> <p>したがって、本件処分は不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 8回

(別 紙)
答申第50号

答 申 書

平成20年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成17年10月14日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・犀川中流部（鞍月堰より上流側）の正しい現況の流下能力に係る文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年10月28日に異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

流下能力の計算については、できる限り最新の測量データを使用し、河床状況や植生などを一定の条件として計算しており、河川の計画上の現況流下能力を算出する方法としては一般的なものと判断していることから、他に現況流下能力を計算した公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諒問

実施機関は、平成18年5月2日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諒問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 河川の現況流下能力の評価は、洪水期間の一番危険な状態における一番危険な断面位置において決定されるべきものであるが、今回の現況流下能力の算定は、現況の河川及び植生状態におけるものではなく、今後の河川改修や河川管理を前提とした計画流下能力を算出したものである。
- (2) 実施機関は、流下能力を算定する横断図面について、「最新のデータを使用する」としているにもかかわらず、現存する中州を取り除いた将来の河川掘削後の断面を使用しており、これは「将来の流下能力」であり、現況の流下能力ではない。
- また、実施機関は、粗度係数について、中州が存在する現況で算出していながら、流下能力の計算時には、中州を撤去した地形で計算しており、矛盾している。
- (3) 実施機関は、「河床の植生などは、河川の維持管理を想定し一定の条件を設定することにより、河川の流量を計算」していると理由説明書に記載しているが、当該区間の中州の掘削については全く手が付けられておらず、植生についても長年放置されたままであり、全く行われていないような維持管理を条件とすべきではない。
- (4) 実施機関は、河床状態や植生等について、一定の条件の下に計算していると言っているが、現況の流下能力を決めているのは、現況の河床や植生だけであり、これ以外の条件は存在しない。
- 業務委託を受けた業者は、必ず測量に基づく現況断面についての計算結果を実施機関に報告し、正しい現況の流下能力を算出した結果を提出しているはずであるが、実施機関から、中州を除去した状態や現況と違う植生条件で計算を行うよう指示され、しかたなく示された条件で記載することとなったと思われる。
- (5) 実施機関は、「中小河川計画の手引き（案）」（平成11年9月財団法人国土開発技術研究センター発行）（以下「手引き（案）」という。）を参考にしたとしているが、手引き（案）の定義では、中小河川とは流域面積がおおむね200平方キロメートル以下とされており、流域面積が250平方キロメートル程度の犀川に適用することは誤りであると考える。
- (6) 以上のようなことから、本件公開請求に係る「犀川中流部の正しい現況の流下能力に関する文書」は存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 犀川中流部の現況流下能力の算定は、「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）」において、鞍月用水堰から浅野川放水路合流点までの区間にについて、現況の治水安全度を評価し、流下能力が不足している区間を抽出して、当該区間において新たな河道計画を策定することを目的として行ったものである。
- (2) 河川は常に河床の変動や植生の変化があるため、「現況流下能力」の評価は一定の条件下で行うこととなるが、「一定の条件」とは、「通常の管理を想定」した状態を指すことが一般的である。

犀川水系河川整備計画の第2節の「河川の維持の目的、種類及び施行の場所」では、河川工作物等の機器の更新及び補修並びに河道に堆積した土砂等の撤去に努めるとされ、ま

た、河道内の樹木等についても、伐採及び除草等の維持管理に努めるとされており、これが「通常の維持管理」の内容である。

- (3) 流下能力を評価する際の河道断面については、できる限り最新のデータを用いることとしており、「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（測量）業務委託（その2）」の成果を基本とし、「通常の維持管理」を踏まえた上で適宜簡略化した断面を使用した。
- (4) 粗度係数の設定については、「手引き（案）」を参考としたもので、手引き（案）では、「粗度係数は、各断面でそれぞれ設定するのではなく、河道区間を縦断的に…粗度係数がほぼ一定と考えられる区間に分割して、その区間毎に設定する」とこととされている。
- (5) 実際の粗度係数の算定に当たっては、河床材料や地衣状況等から物理的な推定に基づき設定する方法を用い、鞍月用水堰から大桑橋までを代表する箇所として鞍月用水堰上流地点を選んで、(3)に述べた河道断面に基づき合成粗度係数を算定したところ $n=0.031$ となり、大桑橋から浅野川放水路合流点を代表する箇所として大桑橋上流地点を選んで、同様に算出したところ $n=0.037$ となった。

そこで、「建設省河川砂防技術基準(案)同解説調査編」に示されている「大流路、礫河床」の粗度係数の範囲(0.025～0.040)と算定結果を総合的に勘案して、鞍月用水堰から大桑橋までの粗度係数を0.030、大桑橋上流から浅野川放水路合流点までの粗度係数を0.040と設定した。

- (6) 異議申立人は、設定した断面や植生の条件が現況と違うため、別に草木が生い茂った状態などを考慮した流下能力評価に係る公文書が存在するはずであると主張するが、「現況流下能力」の評価は、特定の河川調査時点での現況における流下能力の評価を目的としたものではないので、そのような評価に関する公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

鞍月用水堰から浅野川放水路までの犀川中流部における現況流下能力の算出に係る公文書である。

なお、実施機関は、公文書不存在決定通知書の「公文書の内容」欄に、「犀川中流部（鞍月堤より上流）の現況流下能力に係る文書」と記載しているが、異議申立人は、公文書公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄の末尾に、「犀川中流部の正しい現況の流下能力について、公開ください」と記載している。これは「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）」に記載された現況流下能力以外の流下能力に關

する公文書を指すものである。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、現況流下能力については、最も洪水の危険性の高い時期の河川敷地の植生状況を考慮し、現在時点の横断面を基に算出されるべきものであるとし、このような条件で算出した現況流下能力を記載した公文書が存在するはずであると主張している。

一方、実施機関では、犀川中流部の現況流下能力の算定は、「平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）」において、流下能力が不足している区間を抽出し、当該区間の新たな河道計画を策定するために実施したもので、特定の河川調査時点の現況の植生や横断面について算定したものではなく、通常の維持管理を前提とした河床状態等を想定し算出したと説明している。

このようなことから、異議申立人は、現況流下能力の算定のあり方に係る自己の見解を提示し、これに沿った公文書が存在するはずであると主張して、この異議申立てを行ったものと考えられる。

しかしながら、実施機関は、異議申立人の見解と異なった条件の基に、当該業務委託において現況流下能力の算定を行っているので、本件請求文書について不存在決定を行うに至ったものと考えられる。

したがって、本件処分は不合理ではないと考えられる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、現況流下能力の算定について、その方法の適否について述べているが、当審査会は算定方法の適否を審議する立場ではなく、このような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 5 月 2 日	○ 諸問を受けた。(諸問案件第 84 号)
平成 18 年 6 月 23 日	○ 実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 18 年 9 月 4 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 6 月 29 日 (第 152 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 8 月 1 日 (第 153 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 8 月 29 日 (第 154 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 9 月 18 日 (第 155 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 10 月 11 日 (第 156 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 12 月 26 日 (第 158 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
平成 20 年 2 月 21 日 (第 160 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 6 月 26 日 (第 163 回審査会)	○ 事案の審議を行った。